

(公財)日本自転車競技連盟マウンテンバイク強化指定選手選考基準

2019年12月13日

1) 共通基準

- ①本連盟に登録された日本国籍を有する競技者
- ②日本代表としてふさわしい言動・態度を備えている者
- ③本連盟強化事業への参加と本連盟強化の方針や指示に従う事を承諾した者

2) 選考基準

下記基準により選考し本連盟所定の書類の提出をもって決定する

- ①強化指定選手の選考(14歳以上)は、次の成績から優先して選考する
 - a: 各カテゴリーUCIランキングにおける上位3名程度
 - b: 当該年度に上位カテゴリーになる下位クラスからの上位1名程度
 - c: および国内大会での成績等を考慮したマウンテンバイク委員会推薦者若干名より、事業内容などを勘案して委員会が選定する

*各競技大会、合宿等の成績により途中指定選手の変更を行うことがある
- ②強化指定選手のうち、ヘッドコーチによる推薦がありマウンテンバイク委員会で認めた者をA 指定とする
推薦基準 UCI ポイント上位者
(XCOのみ)世界選手権、ワールド・カップにおいて優勝者と同一周回にてフィニッシュできる
- ③毎年、全日本選手権大会、JOC ジュニアオリンピックカップ終了時および年間ナショナルランキング確定時に再構成を行うことがある またオリンピック開催年は別途設けることがある ※2020年度は5月末とする
- ④指定を辞退する競技者がいた場合等、マウンテンバイク委員会が必要と認めた場合には、前述の選考基準と同等の成績を有すると判断された競技者を追加推薦する
- ⑤指定を受けようとする競技者は本連盟所定の個人調査票、誓約書等を提出しなければならない

3) 選考からの除外

以下の選手は選考から解除する

- ①競技活動を辞めたと見なされる者(練習不足で期待された競技力を維持出来ない場合を含む)
- ②アンチドーピング規定に従わない者
- ③本連盟強化活動に対し理由なき不参加や連絡が無い等、強化指定選手として参加態度が不適格と見なされる者
- ④本連盟強化の方針や指示に従わない等、チーム行動に対し不適格と見なされる者
- ⑤代表選手として不適格な言動・態度が認められる者
- ⑥提出した誓約書の内容を順守しない者
- ⑦各事業における自己負担金を納入しない者、または未納がある者

以上